

商品概要說明書

預金



SHIBASHIN
芝信用金庫



〈当座預金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	当座預金
販 売 対 象	法人および個人の方（ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。）
期 間	期間の定めはありません。
預 入	
預 入 方 法	随時預け入れできます。
預 入 金 額	1円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合にお支払いします。
利 息	
適 用 利 率	無利息
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他 参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 手形用紙、小切手用紙の発行については別途当金庫が定める手数料が必要です。 ● 公共料金等の自動支払いができます。 ● この預金は「当座勘定規定」によりお取扱いたします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度により全額保護の対象となる「決済用預金」に該当します。

〈普通預金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	普通預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはありません。
預 入	
預 入 方 法	随時預け入れできます。
預 入 金 額	1円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	随時払い戻しできます。
利 息	
適 用 利 率	変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。
利 払 方 法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
計 算 方 法	付利単位を1円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算
税 金	<p>1. 個人のお客さま 復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)</p> <p>2. 法人のお客さま 総合課税</p>
手 数 料	キャッシュカードによるお支払いなどにあたっては、所定の手数料をいただくことがあります。(詳しくは「手数料のご案内」をご覧ください。)
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人の方は「総合口座」へお預け入れになりますと、最高200万円(ただし、預入定期預金合計額の90%以内)まで自動融資がご利用いただけます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ● 個人の方でマル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税でご利用いただけます。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話：03-3432-9234)までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 通帳未記帳分が一定件数を超えると取引明細をまとめて記帳させていただきます。なお、この場合、対象となる取引明細をご通知します。定期的にご記帳くださいますようお願いいたします。 ● 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ● この預金は「普通預金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。)

〈決済用普通預金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	決済用普通預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはありません。
預 入	
預 入 方 法	随時預け入れできます。
預 入 金 額	1円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	随時払い戻しできます。
利 息	
適 用 利 率	無利息
手 数 料	キャッシュカードによるお支払いなどにあたっては、所定の手数料をいただくことがあります。（詳しくは「手数料のご案内」をご覧ください。）
付 加 可 能 な 特 約 事 項	個人の方は「総合口座」へお預け入れになりますと、最高200万円（ただし、預入定期預金合計額の90%以内）まで自動融資がご利用いただけます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ● この預金は、「決済用普通預金規定」によりお取扱いたします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度により全額保護の対象となる「決済用預金」に該当します。

〈納税準備預金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	納税準備預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはありません。
預 入	
預 入 方 法	随時預け入れできます。
預 入 金 額	1円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払い戻しします。 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書・納税告知書・その他納税に必要な書類を提出してください。
利 息	
適 用 金 利	変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。
利 払 方 法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
計 算 方 法	付利単位を1円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算
税 金	租税納付以外の目的で払い戻した場合には 1. 個人のお客さま 復興特別消費税を含めて20.315% (国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) 2. 法人のお客さま 総合課税 (ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、非課税)
金利情報の 入 手 方 法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室 (9時～17時、電話：03-3432-9234) までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は店頭に表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ● この預金は「納税準備預金規定」によりお取り扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）

〈通知預金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	通知預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはありません。ただし預入日から7日間の据置期間が必要です。
預 入	
預 入 方 法	一括預入
預 入 金 額	10万円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	据置期間経過後は随時解約（一括払戻し）できます。（解約にあたっては解約する日の2日前までに通知が必要です。）
利 息	
適 用 金 利	変動金利 店頭に表示する毎日の利率を適用します。
利 払 方 法	解約時（払戻時）に一括してお支払いします。
計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	<p>1. 個人のお客さま 復興特別消費税を含めて20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）</p> <p>2. 法人のお客さま 総合課税</p>
付 加 可 能 な 特 約 事 項	個人の方でマル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税でご利用いただけます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	据置期間内に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	この預金は「通知預金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）

〈スーパー定期〉商品概要説明書(1)

平成30年10月1日現在

商 品 名	自由金利型定期預金 (M型) (愛称: スーパー定期)	
	〈単利型〉	〈複利型〉
販 売 対 象	法人および個人の方	個人の方
期 間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定方式 1か月超5年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 3年、4年、5年 満期日指定方式 3年超5年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預 入		
預 入 方 法	一括預入	
預 入 金 額	1円以上	
預 入 単 位	1円単位	
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻しします。	
利 息		
適 用 金 利	固定金利 預入日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。	
利 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までに到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 	満期日以後に一括してお支払いします。
計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利計算
税 金	<ol style="list-style-type: none"> 個人のお客さま 復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) 法人のお客さま 総合課税 	復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができ、最高200万円(ただし預入定期預金の90%以内)まで自動融資がご利用いただけます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) 個人の方でマル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税でご利用いただけます。 	

〈スーパー定期〉商品概要説明書(2)

平成30年10月1日現在

中途解約時の 取 扱 い	<p>満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利率とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利率との差額を清算します。</p> <p style="text-align: center;">〈期限前解約利率〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定期間 解約日までの 預入期間</th> <th style="text-align: center;">1か月以上 3年未満</th> <th style="text-align: center;">3年以上 4年未満</th> <th style="text-align: center;">4年以上 5年未満</th> <th style="text-align: center;">5 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月未満</td> <td style="text-align: center;">解約日の 普通預金利率</td> <td style="text-align: center;">解約日の 普通預金利率</td> <td style="text-align: center;">解約日の 普通預金利率</td> <td style="text-align: center;">解約日の 普通預金利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6か月以上 1年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×40%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×10%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上 1年6か月未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×20%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年6か月以上 2年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×60%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×20%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年以上 2年6か月未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×30%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年6か月以上 3年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×90%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×30%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年以上4年未満</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td style="text-align: center;">約定利率×90%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×60%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4年以上5年未満</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> </tr> </tbody> </table>					約定期間 解約日までの 預入期間	1か月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5 年	6か月未満	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%	1年以上 1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%	1年6か月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×10%	2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×30%	2年6か月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×30%	約定利率×30%	3年以上4年未満	\	約定利率×90%	約定利率×60%	約定利率×50%	4年以上5年未満	\	\	約定利率×70%	約定利率×70%
	約定期間 解約日までの 預入期間	1か月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5 年																																													
	6か月未満	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率																																													
	6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%																																													
	1年以上 1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%																																													
	1年6か月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×10%																																													
	2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×30%																																													
	2年6か月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×30%	約定利率×30%																																													
	3年以上4年未満	\	約定利率×90%	約定利率×60%	約定利率×50%																																													
	4年以上5年未満	\	\	約定利率×70%	約定利率×70%																																													
金利情報の 入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。																																																	
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。																																																	
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。																																																	
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ● 自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。 元金継続型……………満期日にお利息を元金に加えて継続します。 元金継続型……………満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。 ● この預金は「自由金利型定期預金（M型）規定」によりお取扱いたします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 																																																	
預金保険に ついて	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）																																																	

〈大口定期〉商品概要説明書(1)

平成30年10月1日現在

商 品 名	自由金利型定期預金（単利型）（愛称：大口定期）
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ● 定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ● 満期日指定方式 1か月超5年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
預 入	
預 入 方 法	一括預入
預 入 金 額	1,000万円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻しします。
利 息	
適 用 金 利	固定金利 預入日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
利 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ● 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 ● 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までに到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。
計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	1. 個人のお客さま 復興特別消費税を含めて20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） 2. 法人のお客さま 総合課税
付 加 可 能 な 特 約 事 項	個人の方の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができ、最高200万円まで自動融資がご利用いただけます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）

〈大口定期〉商品概要説明書(2)

平成30年10月1日現在

中途解約時の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。				
	〈期限前解約利率〉				
	約定期間 解約日までの 預入期間	1か月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5 年
	6か月未満	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率
	6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%
	1年以上 1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%
	1年6か月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×10%
	2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×30%
	2年6か月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×30%	約定利率×30%
	3年以上4年未満	\	約定利率×90%	約定利率×60%	約定利率×50%
4年以上5年未満	\	\	約定利率×70%	約定利率×70%	
金利情報の 入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。				
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。				
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。				
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。 元金継続型……………満期日にお利息を元金に加えて継続します。 元金継続型……………満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。 この預金は「自由金利型定期預金（大口定期預金）規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 				
預金保険に ついて	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）				

〈期日指定定期預金〉商品概要説明書(1)

平成30年10月1日現在

商 品 名	期日指定定期預金（複利型）															
販 売 対 象	個人の方															
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ● 最長預入期限3年、据置期間1年 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後から3年後までの間の任意の日をご指定できます。ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です。 ● 預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。 															
預 入																
預 入 方 法	一括預入															
預 入 金 額	1円以上300万円未満															
預 入 単 位	1円単位															
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻しします。 (1万円以上であれば一部支払いもご利用になれます。)															
利 息																
適 用 金 利	固定金利 預入日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。															
利 払 方 法	満期日以後に一括してお支払いします。															
計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算															
税 金	復興特別消費税を含めて20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)															
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができ、最高200万円（ただし、預入定期預金の90%以内）まで自動融資がご利用いただけます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ● マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税（ただし、この定期預金の預入限度額まで）でご利用いただけます。 															
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	<p>満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th> <th>〈期限前解約利率〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>「2年以上利率」×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>「2年以上利率」×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>「2年以上利率」×90%</td> </tr> </tbody> </table>		解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%
解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉															
6か月未満	解約日の普通預金利率															
6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%															
1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%															
1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%															
2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%															
2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%															

〈期日指定定期預金〉商品概要説明書(2)

平成30年10月1日現在

金利情報の 入手方法	金利は店頭のコ利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ●満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ●自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。 <ul style="list-style-type: none"> 元金継続型……………満期日にお利息を元金に加えて継続します。 （ただし、新元金は300万円未満とします。） 元金継続型……………満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。 ●この預金は「期日指定定期預金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は、窓口までお申し付けください。
預金保険に ついて	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）

〈変動金利定期預金〉商品概要説明書(1)

平成30年10月1日現在

商 品 名	変動金利定期預金									
	〈単利型〉	〈複利型〉								
販 売 対 象	法人および個人の方	個人の方								
期 間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年、2年、3年 預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 3年 預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 								
預 入										
預 入 方 法	一括預入									
預 入 金 額	1円以上									
預 入 単 位	1円単位									
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻しします。									
利 息										
適 用 金 利	変動金利 預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月ごとに利率を変更します。変更後の利率は店頭に表示している「指標金利」および「スプレッド金利」を加えたものを適用します。 <div style="text-align: center;">〈指標金利〉</div> <table border="1" style="width: 100%; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">お預け入れ金額</th> <th style="text-align: center;">指標となる金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預入金額300万円未満</td> <td>利率変更日の6か月ものスーパー定期の店頭表示金利</td> </tr> <tr> <td>預入金額300万円以上1,000万円未満</td> <td>利率変更日の6か月ものスーパー定期300の店頭表示金利</td> </tr> <tr> <td>預入金額1,000万円以上</td> <td>利率変更日の6か月もの大口定期預金の店頭表示金利</td> </tr> </tbody> </table> 自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。		お預け入れ金額	指標となる金利	預入金額300万円未満	利率変更日の6か月ものスーパー定期の店頭表示金利	預入金額300万円以上1,000万円未満	利率変更日の6か月ものスーパー定期300の店頭表示金利	預入金額1,000万円以上	利率変更日の6か月もの大口定期預金の店頭表示金利
	お預け入れ金額	指標となる金利								
	預入金額300万円未満	利率変更日の6か月ものスーパー定期の店頭表示金利								
	預入金額300万円以上1,000万円未満	利率変更日の6か月ものスーパー定期300の店頭表示金利								
	預入金額1,000万円以上	利率変更日の6か月もの大口定期預金の店頭表示金利								
利 払 方 法	預入日から6か月ごとの中間利払日以後および満期日以後に分割してお支払いします。中間利払日に支払う利息は、約定利率×70%により計算します。	満期日以後に一括してお支払いします。								
計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利計算								
税 金	1. 個人のお客さま 復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) 2. 法人のお客さま 総合課税	復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)								
付 加 可 能 な 特 約 事 項	個人の方でマル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税でご利用いただけます。									

〈変動金利定期預金〉商品概要説明書(2)

平成30年10月1日現在

<p>中途解約時の 取 扱 い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p style="text-align: center;">〈期限前解約利率〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">約定期間 解約日までの 預入期間</th> <th style="text-align: center;">1年・2年</th> <th style="text-align: center;">3 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月未満</td> <td style="text-align: center;">解約日の普通預金利率</td> <td style="text-align: center;">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6か月以上1年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上1年6か月未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年6か月以上2年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> <td style="text-align: center;">約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年以上2年6か月未満</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年6か月以上3年未満</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	約定期間 解約日までの 預入期間	1年・2年	3 年	6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	2年以上2年6か月未満		約定利率×70%	2年6か月以上3年未満		約定利率×90%
約定期間 解約日までの 預入期間	1年・2年	3 年																				
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率																				
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%																				
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%																				
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%																				
2年以上2年6か月未満		約定利率×70%																				
2年6か月以上3年未満		約定利率×90%																				
<p>金利情報の 入 手 方 法</p>	<p>金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。</p>																					
<p>苦情処理措置</p>	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。</p>																					
<p>紛争解決措置</p>	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>																					
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ● 自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。 元金継続型……………満期日にお利息を元金に加えて継続します。 元金継続型……………満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。 ● この預金は「変動金利定期預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 																					
<p>預金保険に つ い て</p>	<p>預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）</p>																					

〈積立定期預金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	積立定期預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	6か月以上5年1か月以内（個人の方は1年1か月以上5年1か月以内）の範囲で満期日を設定いただけます。
預 入	
預 入 方 法	契約期間内で分割預入
預 入 金 額	1回あたり10,000円以上
預 入 単 位	1円単位（ただし、自動振替による場合は1,000円単位）
払 戻 方 法	満期日以後に一括してお支払いします。
利 息	
適 用 利 率	固定金利 各分割預入時における預入日から満期日の前日までの日数に応じたスーパー定期または期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します。
払 出 方 法	満期日以後に一括してお支払いします。
計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	<p>1. 個人のお客さま 復興特別消費税を含めて20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）</p> <p>2. 法人のお客さま 総合課税</p>
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方は「総合口座」の担保とすることができ、最高200万円（ただし、預入定期預金の90%以内）まで自動融資がご利用いただけます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）また、普通預金等からの自動振替による預け入れが出来ます。 マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税でご利用いただけます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに預入期間に応じたスーパー定期の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 この預金は「自動積立定期預金規定」によりお取扱いです。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）

〈定期積金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	定期積金
販 売 対 象	法人および個人の方
契 約 期 間	6か月以上5年以下
払 込	
払 込 方 法	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
払 込 金 額	1,000円以上
払 込 単 位	1,000円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻しします。
利息（給付補填金）	
適 用 金 利（利 回 り）	固定金利 契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。
給 付 補 填 金 の 支 払 方 法	給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。
計 算 方 法	付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	<p>1. 個人のお客さま 復興特別消費税を含めて20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）</p> <p>2. 法人のお客さま 総合課税</p>
付 加 で き る 特 約 事 項	普通預金等からの自動振替による受入れができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について解約日の普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ●払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ●満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ●この預金は「定期積金規定」によりお取り扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度により元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）

〈財形住宅預金〉商品概要説明書(1)

平成30年10月1日現在

商 品 名	財産形成住宅預金 (愛称：財形住宅預金)															
販 売 対 象	財産形成住宅預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方で55歳未満の方（預入は55歳以降も可能です。） おひとり1契約で、1金融機関に限ります。															
期 間	積立期間5年以上（毎年1回以上定期に預け入れが必要です。）															
預 入																
預 入 方 法	給与または賞与からの天引き預入 預入毎に定期預金を作成します。															
預 入 金 額	1回1円以上															
預 入 単 位	1円単位															
払 戻 方 法 (払戻要件)	法令で定める持ち家としての住宅取得または増改築のための対価に充てるときに払い戻しします。															
利 息																
適 用 金 利	固定金利 一口ごとの期日指定定期預金として預け入れるものとし、預入金額ごとに預入日の店頭表示の利率を適用します。															
利払方法(頻度)	個別の定期預金ごとに、満期時に一括してお支払いします。															
計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算															
税 金	<p>財産形成年金預金と合算で550万円を限度として非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ●この非課税限度額を超える場合は、超えた日以降の元本の利息に復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 ●住宅取得等のための対価以外で払い戻しされる場合は、過去5年間にわたる利息および解約利息に復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 															
中途解約時の 取 扱 い	<p>「住宅の取得費用」としての「一部払出し」以外全額解約のみ可能で、一部解約の取扱いはできません。</p> <p>満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th> <th>〈期限前解約利率〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>「2年以上利率」×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>「2年以上利率」×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>「2年以上利率」×90%</td> </tr> </tbody> </table>		解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%
解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉															
6か月未満	解約日の普通預金利率															
6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%															
1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%															
1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%															
2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%															
2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%															

〈財形住宅預金〉商品概要説明書(2)

平成30年10月1日現在

金利情報の 入手方法	金利は店頭のコピー表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ●満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ●この預金は「財形住宅預金規定」によりお取扱いたします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
預金保険に ついて	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）

〈財形年金預金〉商品概要説明書(1)

平成30年10月1日現在

商 品 名	財産形成年金預金 (愛称：財形年金預金)															
	〈預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合〉	〈預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合〉														
販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ● 財産形成年金預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方で55歳未満の方(預入は55歳以降も可能です。) ● おひとり1契約で、1金融機関に限ります。 															
期 間	積立期間5年以上(年1回以上の預け入れが必要です。) 年金受取開始日までに、最終預入日から6か月以上5年以内の据置期間が必要です。 積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。															
預 入	預 入 方 法	給与または賞与からの天引き預入 預入毎に定期預金を作成します。														
	預 入 金 額	1回1円以上														
	預 入 単 位	1円単位														
払 戻 方 法 (払戻要件)	満60歳に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり3か月ごとにご指定の口座に振り込みます。															
利 息	適 用 金 利	固定金利 預入金額ごとに預入日の店頭表示の利率を適用します。														
	利払方法(頻度)	個別の定期預金毎に、満期時に一括してお支払いします。														
	計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算														
税 金	財産形成住宅預金と合算で550万円を限度として非課税 <ul style="list-style-type: none"> ● この非課税限度額を超える場合は、超えた日以降の元本の利息に復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 ● 年金以外で払い戻しされる場合は、過去5年間にわたる利息および解約利息に復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 															
	中途解約時の取扱い	全額解約のみ可能で、一部解約はできません。 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th> <th>〈期限前解約利率〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>「2年以上利率」×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>「2年以上利率」×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>「2年以上利率」×90%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉															
6か月未満	解約日の普通預金利率															
6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%															
1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%															
1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%															
2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%															
2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th> <th>〈期限前解約利率〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%								
解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉															
6か月未満	解約日の普通預金利率															
6か月以上1年未満	約定利率×50%															

〈財形年金預金〉商品概要説明書(2)

平成30年10月1日現在

金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ●満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ●この預金は「財形年金預金規定」によりお取扱いたします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
預金保険について	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）

〈財形期日指定定期預金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	財産形成期日指定定期預金（愛称：財形期日指定定期預金）															
販 売 対 象	財産形成期日指定定期預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方															
期 間	積立期間3年以上（年1回以上の預け入れが必要です。）															
預 入																
預 入 方 法	給与または賞与からの天引き預入 預入ごとに定期預金を作成します。															
預 入 金 額	1回1円以上															
預 入 単 位	1円単位															
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻しします。（1万円以上であれば一部支払いもご利用になれます。）															
利 息																
適 用 金 利	固定金利 預入金額ごとに預入日における期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します。															
利払方法（頻度）	個別の定期預金ごとに、満期時に一括してお支払いします。															
計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算															
税 金	復興特別消費税を含めて20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税															
中途解約時の 取 扱 い	<p>満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th> <th>〈期限前解約利率〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>「2年以上利率」×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>「2年以上利率」×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>「2年以上利率」×90%</td> </tr> </tbody> </table>		解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%
解約日までの預入期間	〈期限前解約利率〉															
6か月未満	解約日の普通預金利率															
6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%															
1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%															
1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%															
2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%															
2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%															
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭の金利表示ホードまたは窓口へご照会ください。															
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：03-3432-9234）までお申し出ください。															
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。															
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 この預金は「財形期日指定定期預金規定」によりお取扱いたします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 															
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）															

〈外貨普通預金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	外貨普通預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはありません。
預 入	
預 入 方 法	随時お預け入れできます。尚、外貨現金による預け入れは出来ません。
預 入 通 貨	米ドル、ユーロ、スイスフラン、英ポンド
預 入 金 額	1通貨単位
預 入 単 位	1補助通貨単位までお預け入れできます。
払 戻 方 法	随時払い出しできます。尚、外貨現金による払い出しは出来ません。
利 息	
適 用 金 利	変動金利 市場金利に基づき等金庫所定の金利を適用します。 (適用金利については店頭までお問い合わせください)
利 払 方 法	毎年3月と9月の利息決算日(第3土曜日)の翌営業日にお支払いします。
計 算 方 法	毎日の最終残高について付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算
税 金	<ol style="list-style-type: none"> 個人のお客さま 復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 法人のお客さま 総合課税 為替差益損は雑所得(総合課税)
手 数 料	<p>外貨建ての入出金の場合、下記の手数料をいただきます。</p> <p>外貨建外国送金受取資金によるお預けの場合 外貨建取引手数料(取扱金額の1/20%、最低2,500円)</p> <p>外貨払い出し金で外国送金を行う場合 外貨建取引手数料(取扱金額の1/20%、最低2,500円) + 送金手数料</p>
付 加 可 能 な 特 約 事 項	特にございませぬ。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室(9時~17時、電話:03-3432-9234)までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> マル優はご利用になれません。 為替相場変動リスクがあります。(為替相場の変動によってはお引出し時の円貨額が、お預け入れ時の円貨額を下回り、円貨ベースでの元本割れの可能性があります)
預 金 保 険 に つ い て	預金保険の対象外です。

〈外貨定期預金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	外貨定期預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	3か月・6か月・1年
預 入	
預 入 通 貨	米ドル
預 入 金 額	500万円相当の米ドル以上1億円相当の米ドル以内
預 入 単 位	100米ドル単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括してお支払いします。
利 息	
適 用 金 利	固定金利 預入日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
利 払 方 法	満期日以後に一括して払い戻しします。
計 算 方 法	付利単位を1セントとし、1年を365日とする日割計算
税 金	<ol style="list-style-type: none"> 個人のお客さま 復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) 法人のお客さま 総合課税 為替差益損は雑所得(総合課税)
手 数 料	<p>下記の手数料をいただきます。</p> <p>米ドル建外国送金受取資金によるお預けの場合 外貨建取引手数料(取扱金額の1/20%、最低2,500円)</p> <p>解約金を米ドル建外国送金の場合 外貨建取引手数料(取扱金額の1/20%、最低2,500円) + 送金手数料</p>
付 加 可 能 な 特 約 事 項	この預金の満期時受取円貨額を確定するために、預入期間中外貨元本もしくは外貨元利合計に限り先物為替予約を締結することができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> 中途解約は原則としてお取扱いきれません。やむを得ず中途解約される場合は解約日における当金庫所定の外貨普通預金利率により計算します。 中途解約コストがかかる場合があります。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話：03-3432-9234)までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> マル優はご利用になれません。 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における外貨普通預金利率により計算します。為替相場変動リスクがあります。(為替相場の変動によってはお引出し時の円貨額が、お預け入れ時の円貨額を下回り、円貨ベースでの元本割れの可能性があります。) 証書およびご解約時の計算書のお渡しは、お取扱日から2営業日以降となります。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険の対象外です。

〈貯蓄預金〉商品概要説明書

平成30年10月1日現在

商 品 名	貯蓄預金
販 売 対 象	個人の方
期 間	期間の定めはありません。
預 入	
預 入 方 法	随時預け入れできます。
預 入 金 額	1円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	随時払い戻しできます。
利 息	
適 用 金 利	変動金利 ①10万円未満 ②10万円以上 ③50万円以上 ④100万円以上 ⑤300万円以上の5段階の金額階層別金利を適用します。毎日の最終残高に応じ店頭表示の各金額階層別の利率を適用します。
利 払 方 法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
計 算 方 法	付利単位を1円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算
税 金	復興特別消費税を含めて20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
手 数 料	キャッシュカードによるお支払いなどにあたっては、所定の手数料をいただくことがあります。(詳しくは「手数料のご案内」をご覧ください。)
付 加 可 能 な 特 約 事 項	マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税でご利用いただけます。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話：03-3432-9234)までお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 通帳未記帳分が一定件数を超えると取引明細をまとめて記帳させていただきます。なお、この場合、対象となる取引明細をご通知します。定期的にご記帳くださいますようお願いいたします。 ● 給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取はできません。また、公共料金、クレジットのご利用代金等の自動支払いはできません。 ● 総合口座のお取扱いはできません。 ● この預金は「貯蓄預金規定」によりお取り扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます。)